

# 貸切バス事業者安全性評価認定制度 平成28年度申請受付はじまる

平成28年4月1日 公益社団法人日本バス協会

平成28年度「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の受付が4月1日から開始されました。

今年度の受付期間は4月1日から5月10日までの40日間とし、宅配便などで申請書を送付する場合は5月10日の宅配便受付印があれば有効となります。

平成28年度の申請受付は4月1日、8時30分から開始されました。

一番に受付を行った東北地方の更新事業者は、「三ツ星を目指し全従業員で法令遵守と安全性向上に取り組んできましたので審査をお願いします」、と申請書を日本バス協会船戸常務理事に手渡しました。

貸切バス事業者安全性評価認定制度は「利用者から見て貸切バス事業者が安全の取組みをどのようにしているか不明」との声に基づき、平成23年度から公益社団法人日本バス協会に「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」を設立し、貸切バス事業者の安全性に対する取組みを評価・認定し、事業者名を公表しています。

特に、平成24年4月に発生した「関越道高速ツアーバス事故」や本年の1月に発生した「軽井沢スキーバス事故」を受け、貸切バス事業者の「法令遵守と安全性に対する取組み状況」が、利用者や旅行会社などに増々評価されています。



写真左から船戸常務理事、川合業務部長、受付1番の申請事業者

## 【貸切バス事業者安全性評価認定制度の主な審査内容】

<p>【申請条件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•申請対象事業者は貸切バス事業者</li> <li>•事業許可取得後3年以上経過していること</li> <li>•申請条件で定めた有責の第一当事者となる事故が発生していないこと</li> </ul>
<p>【書類審査】 ※平均1日1社の審査を要し第一次・第二次審査の関係から1社2日間必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•法令遵守事項37項目</li> <li>•安全性に対する上位事項27項目</li> <li>•事故、行政処分2項目</li> <li>•運輸安全マネジメント10項目(内27項目の評価基準)</li> </ul>
<p>【訪問審査】 ※初回申請は本社営業所とし、更新事業者は他の営業所を基本とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•第一次、第二次書類審査終了に伴う営業所訪問審査</li> </ul>